

平成27年3月25日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
菅谷電気工事株式会社
群馬県前橋市大渡町1-23-15
- 2 指名停止期間 自 平成27年3月26日
 至 平成27年6月25日（3ヵ月間）
- 3 指名停止の理由
菅谷電気工事株式会社の代表取締役らは、渋川市が発注した電気設備工事の入札において、最低制限価格を同市副市長から事前に聞いたうえで工事を落札したとして、平成27年2月18日、群馬県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：専門官